三　その他の発泡性酒類（附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。）（旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）　十万八千円

四　その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。）　八万円

3　第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　清酒　十一万円

二　果実酒　九万円

4　平成三十五年十月一日から平成三十八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万千円とする。

5　前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）　十五万五千円

二　発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）　十三万四千二百五十円

三　その他の発泡性酒類　八万円

6　第一項及び第二項の場合において、第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第八十七条の三第一項及び第八十七条の四第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「の規定」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年改正法」という。）附則第三十六条第一項及び第二項の規定」と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかわらず、同項の規定」とあるのは「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定」とする。

7　第四項及び第五項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項及び第五項の規定」とする。

第三十七条　平成三十二年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、前条第一項から第三項までに規定する税率とする。

（未納税移出等に係る経過措置）

2　平成三十五年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、前条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、前条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

3　平成三十八年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が前条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第三十八条　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十二年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

2　前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十五年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

免除の規定	追徴の規定
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

3　第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十八年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率に